

お客さま各位

ATMお支払いの一部制限に係る開始日の変更について

【70歳以上のATM 1日あたりの支払限度額30万円引き下げ開始日の変更について】

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、ご高齢のお客さまから言葉巧みにキャッシュカードを騙し取る「キャッシュカード手交型詐欺」や「キャッシュカードすり替え型詐欺」が多発しております。これらの状況を踏まえ、山形信用金庫ではお客さまのご預金をお守りし、これらの被害を防止する対策として、下記のとおりATMでのお支払いを一部制限させていただきます。

なお、取扱開始日は、令和5年4月20日(木)でありましたが、令和5年5月22日(月)に変更させていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまのご預金を悪質な犯罪から守るための対応であることを何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

年齢が70歳以上の個人のお客さま（個人事業主のお客さまを除きます。）

2. ご利用制限の内容

当金庫キャッシュカードによるATMでの1日あたりのお支払限度額を30万円とさせていただきます。

なお、当金庫通帳によるATMでのお支払いも制限の対象となりますので、ご注意ください。

（注）当金庫以外のATMでのお支払いも含みます。

3. 取扱開始日

令和5年5月22日(月)より

4. ATMご利用制限の変更

対象となるお客さまで、ご利用制限の変更を希望される場合は、当金庫営業時間内に「通帳またはキャッシュカード」「ご本人確認書類」「お届印鑑」をご持参のうえ、お取引店窓口までお申し出ください。

※ なお、ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上



山形信用金庫